

○期限を守って忘れずに納税を

市税は税目ごとに納期が定められています。納付書を用意して、各金融機関か市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニエンスストアの他、インターネット（モバイル）バンキング、ペイジー対応ATM、クレジットカード、モバイルレジ、LINE Pay、Pay Payでも納付できます。納期限までに納付しないと延滞金が発生。計画的に納税してください。また、納付書を紛失したときは再発行できます。収納課へ問い合わせてください。

●**便利な口座振替**
納税には口座振替がお勧め。預貯金通帳、届出印、納税通知書を持参して、預貯金口座のある金融機関へ直接申し込んでください。

☎027・898・6226

○納税通知書は6月11日発送です

個人市・県民税（普通徴収）の納税通知書は6月11日（金）に発送されます。生活保護や自然災害などで被害を受けた場合など、特別の事由で納税が困難と認められるときは、申請によって市・県民税が減免される場合

合があります。納期限日までに市民税課へ申請してください。また、所得税の確定申告書を3月16日以降に提出した人で確定申告の内容が反映されていない場合は、申告内容を反映した納税通知書を後日送付します。

☎027・898・6203

○新增築家屋の調査にご協力を

1月2日以降に新增築した家屋は、来年度から固定資産税の課税対象となります。調査対象者には事前に手紙で調査日時を確認。都合の良い日時を連絡してください。調査には資産税課職員が身分証を携帯し、新型コロナウイルス感染症対策を実施して伺います。新築に伴い取り壊した家屋がある場合は、申し出てください。

☎027・898・6218

○基礎控除などを改正します

個人市県民税を次のとおり改正します。①給与所得控除と公的年金控除の控除額を10万円引き下げ②どの所得にも適用される基礎控除額を10万円引き上げ（扶養控除などの判定に使用される合計所得金額の要件も10万円引き上げ）③婚姻歴や性別に

かわらず、生計を同じとする子を持つ単身者に適用されるひとり親控除を創設。このほかの改正点など、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

☎027・898・6203

○食品営業届など受け付け開始

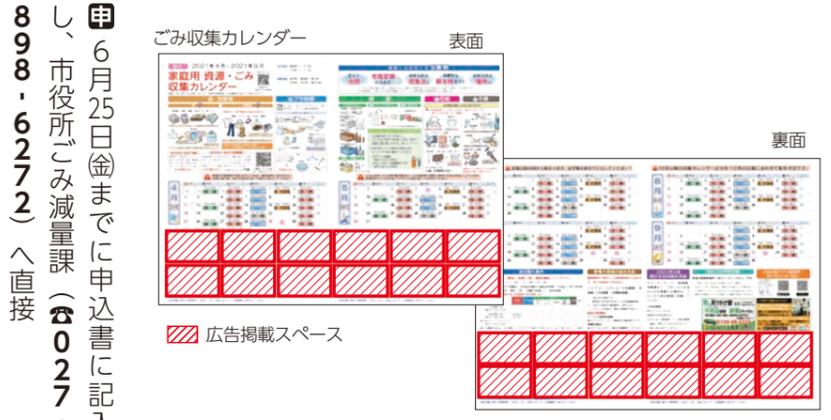
許可営業・届出対象外営業に該当しない営業者は、管轄の保健所に営業届けを出してください。また、許可営業を営む営業者が、届け出営業を営む場合も、営業許可の申請の他に営業届出が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

☎027・220・5778

○ごみカレンダーの広告募集

下半期（10月1日～来年3月31日）の家庭用資源・ごみ収集カレンダーの広告を募集します。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

対企業や団体など
掲載スペース14色フルカラーで縦40ミリ×横65ミリ、24枠（選考）
¥1枠3万円



○通所型A従事者向け講習会

通所型サービスA実施予定の事業所従事者を対象に講習会を開催。サービス実施には、従事者のうち1人以上の受講が必須です。
時 7月7日（水）13時30分～16時30分
場 総合福祉会館
対一般、先着10人
申 6月23日（水）までに長寿包括ケア課
☎027・898・6133へ

☎障害福祉課
☎027-220-5711
ファクス027-223-8856

手話で話そう

基本の手話を紹介します。コミュニケーション手段として、手話の他に筆談という方法もあります。本市公式YouTubeでも手話の紹介動画を公開しています。

手話

両手人差指の指先を左右に向けて上下に置き、垂直に交互に回す

筆談

左手の平の上で、右手で文字を書くしぐさをし、右手を残し、上に向けた左手の平を前へ出す

分かる

右手の平で胸をたたく

分からない

右手の指先で右胸脇をはらい上げる

寄付

- 丸橋鉄工 = ベンチベッド20台を本市の防災対策のために
- 塚本無線 = 非接触型体表面温度計10個を新型コロナウイルス感染症対策のために
- 直派若柳会茂美会代表 = 3万円を児童福祉（絵本購入）のために
- 群馬セキスイハイム = 幼児用木製椅子88脚を市立保育所へ
- 岡野正昭さん = 夏用マスク5枚を図書館関係者のために

6月の各種無料相談 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の相談を中止。必ず問い合わせから来場してください。

相談名・問い合わせ	日時	会場	相談名・問い合わせ	日時	会場
法律相談 ☎027-898-6100	火曜13時～16時（前週の木曜14時～当日12時まで）に電話で予約を。相談は受け付け順で時間指定はできません。先着6人まで	電話相談のみ ※相談は年度内に1人1回	公証相談 ☎027-898-6100	6月の公証相談・司法書士、土地家屋調査士相談・行政書士相談は中止します。	
行政相談 ☎027-898-6100	6月の行政相談のうち、かすかわ老人福祉センター・市役所市民相談提案係での相談は中止します。		行政書士相談 ☎027-898-6100	7月5日（月）13時～16時	市役所市民相談提案係
	6月10日（水）13時～15時	大胡支所	月いち健康相談 ☎027-220-5708	6月29日（火）9時～11時	保健センター
	6月18日（金）13時～15時	桂巻市民サービスセンター 宮城支所	精神科医によるこころの相談 ☎027-220-5787	6月9日（水）・23日（水）、13時30分～15時（各予約制）	市保健所
	7月2日（金）13時～15時	東市民サービスセンター	心配ごと相談 ☎027-237-5006	月曜～金曜、13時～16時	電話相談のみ
	7月7日（水）13時～15時	富士見公民館	外国人相談（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語） ☎027-243-7788	月曜13時～17時、木曜9時～13時	市役所外国人相談窓口

※市民相談（☎027-898-6100）は平日の8時30分～17時15分。家庭児童相談（☎027-223-4148）、母子・父子相談（☎027-220-5701）、DV相談（☎027-898-6524）、男女共同参画相談（☎027-898-6520）、就学に向けての相談（☎027-210-1234）、消費生活・多重債務相談（☎027-230-1755）は平日の9時～17時。教育・青少年相談（☎027-230-9090）は平日の10時～17時。自殺予防「群馬いのちの電話」（☎027-221-0783）は9時～24時。みんなの人権110番（☎0570-003-110）は平日の8時30分～17時15分。

人権標語 わかば小5年 賣船悠翔さん
つみとろう いじめの芽 さかせよう 笑顔の花